

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市小柿三丁目4番37号 株式会社 タナカヤ 代表取締役 田中 彬博	草津市山寺町字四反田1133番 外7筆	4,821.73㎡	令和2.3.16	1464

(令和2年3月16日揭示済み)

公 告

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定に基づき、次のとおり都市公園を設置すべき区域を決定する。

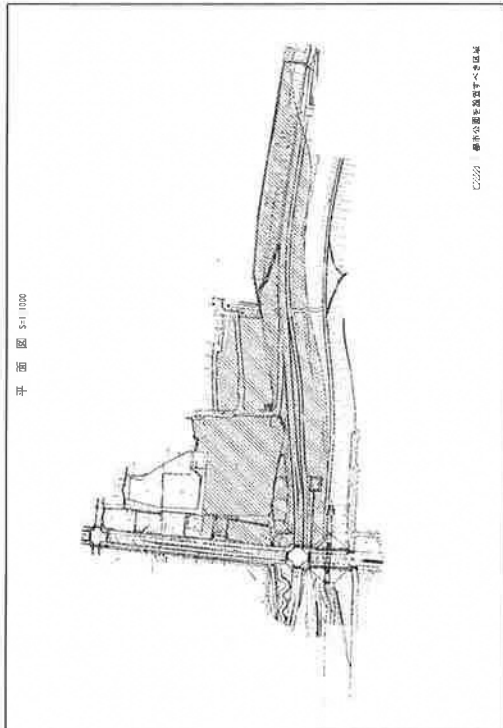
令和2年3月19日

草津市長 橋 川 涉

都市公園を設置すべき区域および面積

区域 草津市西大路町の一部ほか（別図中斜線で表示された区域）

面積 約43,000平方メートル



(令和2年3月19日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年3月30日

草津市長 橋 川 涉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和2年3月30日から  
令和2年4月30日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和2年3月30日揭示済み)

公 告

草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第4条第1項の規定に基づき負担区を定めたので、同条第2項の規定に基づき公告する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

第2負担区

- (1) 追加の区域 草津市野路町の一部

草津市南笠町の一部  
 (2) 追加の地積 15.14ha  
 第3負担区  
 (1) 追加の区域 草津市山寺町の一部  
 草津市岡本町の一部  
 草津市下笠町の一部  
 草津市北山田町の一部  
 (2) 追加の地積 0.58ha  
 第4負担区  
 (1) 追加の区域 草津市山田町の一部  
 (2) 追加の地積 0.3ha  
 (令和2年3月31日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市上笠四丁目2番25号、草津 市追分四丁目10番27号 オウミ株式会社 代表取締役 奥本 秀樹 宇野 弥惣治	草津市追分南三丁目字鴨田 1177番 外18筆	9,955.06㎡	令和2.3.31	1465

(令和2年3月31日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大阪府守口市桜町4番17号、草津 市南草津二丁目4番地10 ベーネ南草津1F 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島 永好、 株式会社 ネクスト 代表取締役 辻 由夫	草津市青地町字八反田1568番 1 外25筆	10,326.22㎡	令和2.3.31	1466

(令和2年3月31日揭示済み)

公 告

農業振興地域整備計画変更縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第  
58号）第13条第1項の規定に基づき、草津農業振興地  
域整備計画を変更したので、同条第4項において準用  
する第12条の規定により公告し、次により縦覧に供す  
る。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称  
草津農業振興地域整備計画
- 2 変更した内容  
草津農業振興地域整備計画のうち農用地利用計  
画の変更
- 3 縦覧場所  
草津市役所 環境経済部 農林水産課（4階）  
草津市草津三丁目13番30号

(令和2年3月31日揭示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園  
法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づ  
き、次のとおり公告する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 涉

名称	位置	区域	供用開始 の期日
南草津プリムタウ ン土地区画整理 内、1号公園	草津市野路 町字榊差 1261-4 他	別紙図面 のとおり	令和2年 4月1日

(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園  
緑地課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和2年4月1日揭示済み)

## 公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）  
第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 渉

名称	位 置	利用開始 の期日
あつまり 公園	草津市新堂町字奥井134-3の一部 草津市新堂町字奥井134-5 草津市新堂町字奥井134-6 草津市新堂町字奥井136の一部	令和2年 4月1日

（令和2年4月1日揭示済み）

## 公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 渉

## 1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・ 規格	予定価格 (入札保証金)
02010101	回転本立	ライオン事務機 BS型	1,000円 (100円)
02010102	17型スクエア液晶 ディスプレイ	IODATA LCD-AD173SEB	1,000円 (100円)
02010103	室内用すべり台	不明	1,000円 (100円)
02010104	電子ホッチキス①	マックス EH-100F	1,000円 (100円)
02010105	電子ホッチキス②	マックス EH-100F	1,000円 (100円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最

低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

## 2 入札の方法

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

- ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条  
第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員
- コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者
- (4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにヤフー・官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者
- 4 入札に関する情報を示す期間および場所
- (1) 期間 令和2年4月1日（水）から令和2年5月26日（火）まで
- (2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム
- 5 入札参加仮申込
- 入札参加希望者は令和2年4月7日（火）午後1時から令和2年4月22日（水）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。
- 6 入札参加申込の受付
- 草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録をおこなう。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。
- ※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。
- 8 売却物件公表の日時および場所
- (1) 日時 令和2年4月15日（水）午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）
- (3) その他 前日午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。
- 9 入札期間、開札の日時、場所および方法
- (1) 入札期間 令和2年5月12日（火）午後1時から令和2年5月19日（火）午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和2年5月19日（火）午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和2年5月21日（木）午後5時
- 10 入札の無効に関する事項
- 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
- (3) 同一売却物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 契約締結および売買代金支払方法
- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和2年5月26日（火）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和2年6月2日（火）までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

## 12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

## 13 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまぬがれるもので

はない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

- (2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

- (3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

- (4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

## 14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。

- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
 草津市総務部総務課財産管理係  
 電話番号 077-561-2305  
 FAX番号 077-561-2483  
 メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和2年4月1日揭示済み)

公 告

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第6条および第14条の規定に基づき、令和2年度草津市公共下水道事業受益者負担金および分担金の賦課対象区域を次のとおり定める。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 涉

賦課対象区域

- [駒井沢第二処理分区] 片岡町、芦浦町、新堂町の各一部
- [駒井沢第四処理分区] 川原町、集町の各一部
- [駒井沢第五処理分区] 北大萱町、志那中町、下物町、片岡町、下寺町、志那町の各一部
- [草津北第二処理分区] 上笠一丁目の一部
- [草津北第三処理分区] 下笠町、集町の各一部
- [草津北第六処理分区] 西大路町、野村三丁目の各一部
- [小栢第二処理分区] 渋川二丁目の一部
- [草津西第一処理分区] 草津町の一部

- [草津西第二処理分区] 南山田町、山田町、木川町、北山田町の各一部
- [草津中央処理分区] 草津一丁目、草津二丁目、草津四丁目の各一部
- [草津南第三処理分区] 追分四丁目、追分七丁目、追分南四丁目、追分南五丁目、野路町、野路四丁目、野路八丁目、野路東四丁目、矢橋町、橋岡町の各一部
- [矢橋処理分区] 矢橋町、橋岡町の一部
- [新浜処理分区] 南笠町、矢橋町、野路町の各一部
- [南大萱第二処理分区] 新浜町の一部
- [南大萱第三処理分区] 新浜町の一部
- [草津東第一処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第二処理分区] 岡本町、山寺町の各一部
- [草津東第三処理分区] 青地町、岡本町の各一部
- [草津東第四処理分区] 青地町、山寺町の各一部
- [下戸山第二処理分区] 山寺町の一部

(令和2年4月1日揭示済み)

## 教育委員会規則

草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市教育長 川那邊 正

### 草津市教育委員会規則第2号

草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

「第4章 職員」を「第4章 職員組織等」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(学校事務の共同実施)

第16条の2 教育委員会は、学校事務の適正化および効率化ならびに学校運営への支援を行うため、複数の学校の当該学校事務の一部を共同で処理させること（以下「共同実施」という。）ができる。

2 共同実施を行うため、実施組織（以下「共同実施グループ」という。）を置く。

3 共同実施グループは、共同実施グループに属する学校の事務職員をもって構成する。

4 教育委員会は、前項の規定により共同実施グループを置いたときは、共同実施の中心となる学校として、拠点校を指定する。この場合において、拠点校の校長は、共同実施グループを監督するものとする。

5 学校事務の共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第3号

草津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

草津市学校運営協議会規則（平成30年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第4号

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則  
草津市立図書館管理規則（昭和58年草津市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「個人貸出券」の右に「（別記様式第1号）」を加え、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 個人貸出券の有効期限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 市内に居住する者に交付するもの交付した日から起算して5年後の誕生日まで（外国籍で在留カードを所持する者は、交付した日から起算して5年後の誕生日までと在留カードの有効期限日のいずれか早い方の日まで）

(2) 守山市、栗東市または野洲市に居住する者に交付するもの交付した日から起算して3年後の誕生日まで（外国籍で在留カードを所持する者は、交付した日から起算して3年後の誕生日までと在留カードの有効期限日のいずれか早い方の日まで）

(3) 本市に在勤する者に交付するもの交付した日から起算して3年後の誕生日まで（雇用期限日が定まっている者については、交付した日から起算して3年後の誕生日までと雇用期限日のいずれか早い方の日まで）

(4) 本市に在学する者に交付するもの交付した日から在学する学校の卒業予定日の属する年度の3月31日まで

5 前項各号に該当する者でなくなったものの個人貸出券の有効期限は、同項各号に該当しなくなった日までとする。

第14条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第17条第1項中「団体貸出券」の右に「（別記様式第2号）」を加え、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 団体貸出券の有効期限は、交付した日の属する年度の3月31日までとする。

第20条第1項中「別記様式第1号」を「別記様式第3号」に改め、同条第2項中「別記様式第2号」を

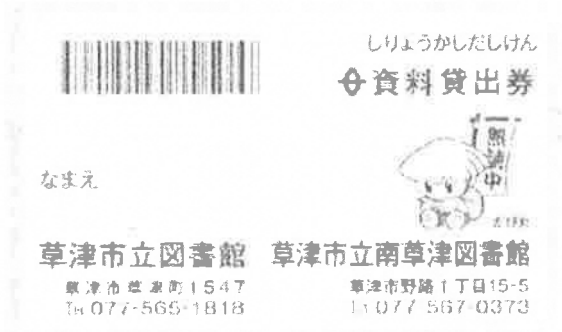


「別記様式第4号」に改める。

別記様式第2号を別記様式第4号とし、別記様式第1号を別記様式第3号とし付則の次に次の2様式を加える。

別記

様式第1号（第13条第1項関係）



様式第2号（第17条第1項関係）



付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

### 教育委員会訓令

草津市立学校事務の共同実施に関する規程をここに公表する。

令和2年3月31日

草津市教育長 川那邊 正

草津市教育委員会訓令第1号

草津市立学校事務の共同実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第16条の2第5項の規定に基づき、学校事務の共同実施（以下「共同実施」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、規則第16条の2第2項に規定する共同実施グループおよび同条第4項により指定する拠点校となる学校は、別表第1のとおりとする。

2 共同実施グループに、運営責任者として共同実施主任を置く。

3 共同実施主任および共同実施総括主任は、共同実施グループの事務職員のうちから互選により選出された者を教育委員会が指名する。

4 共同実施主任は、拠点校の校長の監督のもと次条各号に規定する共同実施グループの所掌事務をつかさどる。

5 共同実施総括主任は、共同実施グループ全般の事務をつかさどるものとし、共同実施グループを統括する。

(共同実施グループの所掌事務)

第3条 共同実施グループは、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 別表第2に掲げる職務内容のうち、共同実施により適正化、効率化等を図ることができると認められる事務

(2) その他学校運営に関する支援を行うため、共同実施グループで処理することが適当と認められる事務

(共同実施主任の職務)

第4条 共同実施主任の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 共同実施グループの総括および共同で処理する事務の審査

(2) 共同実施グループに属する事務職員の役割分担の決定ならびに必要な指導および助言

(共同実施総括主任の職務)

第5条 共同実施総括主任の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各地区の共同実施グループの運営ならびに関係機関との連絡および調整

(2) 事務職員の研修の企画、立案等

(3) 次条に規定する学校事務共同実施推進協議会の運営事務および委員長の補佐  
(共同実施推進協議会)

第6条 教育委員会は、共同実施の推進を図るため、学校事務共同実施推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

2 推進協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第3条に規定する共同実施グループの所掌事務の内容に関すること。
- (2) 第8条に規定する学校事務共同実施計画および学校事務共同実施報告の審議に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共同実施の運営に関し必要と認められること。

3 推進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 小学校および中学校の校長代表
- (2) 小学校および中学校の教頭代表
- (3) 教育委員会事務局の代表
- (4) 小学校および中学校の事務職員代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

4 推進協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴取し、または必要な資料等を提出させることができる。

5 委員長は、第3項第1号に規定する校長代表とする。

6 推進協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

7 委員長は、共同実施の推進を図るため、必要に応じて推進協議会に第2条に規定する共同実施グループとは別に部会を置くことができる。

(共同実施主任の専決事項)

第7条 第2条に規定する共同実施グループに属する各校の校長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務について共同実施主任に専決させることができる。

- (1) 県費負担教職員の扶養親族の認定および確認に関すること。
- (2) 県費負担教職員の住居手当の認定および確認に関すること。
- (3) 県費負担教職員の通勤手当の認定および確認に関すること。

(実施計画の作成および報告)

第8条 共同実施総括主任は、年度初めに共同実施主任と連携して各地区の学校事務共同実施計画を作成し、拠点校の校長を経て教育委員会に報告するもの

とする。

(事務職員の本務および兼務)

第9条 共同実施グループの事務職員は、当該事務職員の所属する学校を本務校とする。

2 教育委員会は、第2条の規定する共同実施グループを構成する学校の事務職員に対し、滋賀県教育委員会の定めるところにより兼務に係る必要な手続きを行うものとする。

(服務)

第10条 共同実施グループに属する各校の校長は、第3条に規定する事務のため、本務校の事務職員に兼務校等への出張を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則 (令和2年3月31日教委訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第1項関係)

地区	拠点校	グループ校
1	草津市立草津小学校	草津市立草津第二小学校 草津市立洪川小学校 草津市立山田小学校 草津市立笠縫小学校 草津市立笠縫東小学校 草津市立常盤小学校 草津市立草津中学校 草津市立新堂中学校 草津市立松原中学校
2	草津市立老上中学校	草津市立志津小学校 草津市立志津南小学校 草津市立矢倉小学校 草津市立老上小学校 草津市立老上西小学校 草津市立玉川小学校 草津市立南笠東小学校 草津市立高穂中学校 草津市立玉川中学校

別表第2 (第3条第1項関係)

標準職務	職務内容
企画調整に関すること	学校経営計画に関する事務 校内諸規定の整備、監査・検査対応に関する事務

危機管理に関すること	学校安全計画、学校防災計画、危機管理マニュアル等の管理に関する事務
	校内、学区等危険個所等の情報の管理に関する事務
地域連携に関すること	地域との連携事業に関する事務
	学校ボランティア・地域人材情報の管理に関する事務
学校情報に関すること	情報公開、学校広報（学校だより、ホームページ）に関する事務
	情報セキュリティの整備、個人情報保護に関する事務
	教育情報（図書、教材、各種名簿類等）管理の推進に関する事務
教育課程に関すること	教科書給与に関する事務
	教材教具整備計画の策定に関する事務
子ども・保護者に関すること	就学援助、特別支援就学奨励に関する事務
	児童生徒に関する証明書の発行
	学校給食費等に関する事務
教育環境整備に関すること	教育環境整備、営繕計画等の策定
	教材、物品、施設設備等維持管理、活用促進に関する事務
	学校施設開放に関する事務
学校財務に関すること	財務委員会の運営に関する事務
	学校予算編成・執行に関する事務
	学校徴収金計画の策定・執行管理等に関する事務
	教育関係団体経費に関する事務 助成金、補助金に関する事務
教職員に関すること	サービスの整備に関する事務
	給与旅費諸手当、福利厚生に関する事務
	教職員各種情報管理の推進に関する事務
その他	学校事務共同実施に関する事務
	事務職員研修の企画・運営に関する事務

備考

- この表は、事務職員が行う事務の範囲を例示したものであり、事務職員以外の職員が担当する職務内容も含むものとする。
- 学校においては、学校規模、職員体制、事務職員の配置数、経験年数、地域の実情等を考慮した上で、具体的に校内の事務分掌を定めるものとする。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年4月1日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

教育委員会訓令第2号

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表(1)共通決裁事項の表事務の執行の部9行事（会議、説明会、講習会および懇談会を含む。）の開催、共催および後援の決定の項中「総合政策部副部長（秘書課長）」、「秘書課長」および「合議は、共催、協賛および後援の場合に限る。」を削り、同表組織および人事の部中

10	嘱託員等の任免		○							総合政策部長 (職員課長) 総務部長 (財政課長)	
----	---------	--	---	--	--	--	--	--	--	------------------------------------	--

」を

10	会計年度任用職員の任免			○						職員課長 財政課長	
----	-------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--------------	--

」に

改め、同部12臨時職員の雇用および解雇の決定の項を削り、同部中13法令に基づき設置を義務づけられている管理者、責任者等の選任および解任の決定の項を12法令に基づき設置を義務づけられている管理者、責任者等の選任および解任の決定の項とし、14職員の駐在の承認の項から24外国旅行の命令およびその復命の受理の項までを1項ずつ繰り上げる。

付則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第5号

草津市中学校運動部活動指導員設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月25日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

草津市中学校運動部活動指導員設置要綱を廃止する要綱

草津市中学校運動部活動指導員設置要綱（平成30年草津市教育委員会告示第10号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月25日揭示済み）

草津市教育委員会告示第6号

草津市学校県費教職員の諸手当認定事務審査会設置要綱および草津市学校事務共同実施推進協議会要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

草津市学校県費教職員の諸手当認定事務審査会設置要綱および草津市学校事務共同実施推進協議会要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 草津市学校県費教職員の諸手当認定事務審査会設置要綱（平成21年草津市教育委員会告示第29号）
- (2) 草津市学校事務共同実施推進協議会要綱（平成31年草津市教育委員会告示第10号）

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市教育委員会告示第7号

草津市立学校臨時教員に関する要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

草津市立学校臨時教員に関する要綱を廃止する要綱

草津市立学校臨時教員に関する要綱（平成24年草津市教育委員会告示第6号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年4月1日揭示済み）

草津市教育委員会告示第8号

草津市史跡草津宿本陣管理員に関する要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

草津市史跡草津宿本陣管理員に関する要綱を廃止する要綱

草津市史跡草津宿本陣管理員に関する要綱（平成18年草津市教育委員会告示第5号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市教育委員会告示第9号

公印の新調および廃止について

公印を新調したので、草津市教育委員会公印規則（平成4年草津市教育委員会規則第4号）第7条第2

項の規定に基づき告示する。

令和2年4月1日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

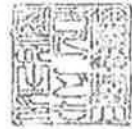


廃止日 令和2年3月31日

(令和2年4月1日揭示済み)

1 新調印

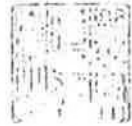
- (1) 滋賀県草津市立玉川こども園長之印



用途 草津市立玉川こども園長名をもって発  
する文書用

開始日 令和2年4月1日

- (2) 滋賀県草津市立老上こども園長之印



用途 草津市立老上こども園長名をもって発  
する文書用

開始日 令和2年4月1日

- (3) 滋賀県草津市立常盤こども園長之印



用途 草津市立常盤こども園長名をもって発  
する文書用

開始日 令和2年4月1日

2 廃止印

- (1) 滋賀県草津市立玉川幼稚園長之印



廃止日 令和2年3月31日

- (2) 滋賀県草津市立老上幼稚園長之印



廃止日 令和2年3月31日

- (3) 滋賀県草津市立常盤幼稚園長之印

草津市教育委員会告示第10号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年4月1日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

1 期 日 令和2年4月27日(月) 午後3時00分

2 場 所 教育委員会室

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市教育委員会告示第11号

草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱を廃止する要綱

草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱(平成2年5月1日制定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

## 監査委員告示

草津市監査委員告示第2号

草津市監査委員監査基準を次のとおり定める。

令和2年3月26日

草津市監査委員 平井文雄

草津市監査委員 山元宏和

草津市監査委員監査基準

目次

令和2年3月26日

草津市監査委員告示第2号

第1章 一般基準（第1条-第6条）

第2章 実施基準（第7条-第13条）

第3章 報告基準（第14条-第18条）

付則

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 草津市（以下「市」という。）において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理および執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、草津市監査委員監査基準（以下「本基準」という。）に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会および市長等に提出する。

（監査等の範囲および目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度および正当な注意）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持および確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮および監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠および結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調査等として作成し、保存するものとする。

## 第2章 実施基準

### (監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容および程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象もしくは状況が変化した場合または監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

### (リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容および程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

### (内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容および程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況および運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

### (監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

### (監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象もしくは状況が生じた場合または新たな事実を発見した場合には、適宜、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

とする。

### (各種の監査等の有機的な連携および調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

### (監査専門委員との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

## 第3章 報告基準

### (監査等の結果に関する報告等の作成および提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査および財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長および関係のある委員会または委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会および市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査および健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

### (監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着重点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象と

なった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。

(3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正または改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査および財政援助団体等監査に係るものに限る。以

下同じ。)の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

(5) 基金運用審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨および当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長および関係のある委員会または委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者および監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者および監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

付 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月26日揭示済み)

草津市監査委員告示第3号

草津市監査委員監査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月27日

草津市監査委員 平井文雄

草津市監査委員 山元宏和



草津市監査委員監査規程の一部を改正する規程  
草津市監査委員監査規程（昭和40年監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

草津市監査委員事務運営規程

第1条を次のとおり改める。

第1条 この規程は、草津市監査委員の事務運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第1号中「条例・規則」を「監査基準・規程」に改め、同条第2号中「実施計画」を「監査計画」に改め、同条第3号中「意見」の右に「、勧告」を加え、同条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条各号列記以外の部分中「次の事務局内務管理事務を掌理」を「次に掲げる事務を担当」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「事務局庶務」を「監査委員の事務」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月27日揭示済み)

草津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和2年3月31日

草津市監査委員 平井文雄

草津市監査委員 山元宏和

〔定期監査〕

令和元年7月8日告示分および令和元年10月31日告示分

監査対象：草津第二保育所

意見・指摘事項	措置状況等
① 遊戯室に「さすまた」が設置されていないので、園で保有されている3本の設置位置を見直し、遊戯室に設置できるよう検討されたい。	① 遊戯室に「さすまた」を設置しました。
② 保育施設徴収金等の取扱いについて、クラス費会計の金銭出納簿が作成されておらず、また、各会計の監査が実施されていなかったため、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	② 保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、金銭出納簿を作成しました。

監査対象：玉川幼稚園

意見・指摘事項	措置状況等
① 自動体外式除細動器（AED）は、毎日の点検を記録簿に記入された。	① 自動体外式除細動器（AED）の点検・記入について、担当職員を決め、毎日、朝礼時に実施するよう徹底しています。
② 「さすまた」を増築された遊戯室に設置できるよう検討されたい。	② 遊戯室に「さすまた」を設置しました。
③ 保育施設徴収金等の取扱いについて、金銭出納簿と通帳の残高確認が不定期の実施であり、会計決算書の監査ならびに責任者（園長）による職員研修が実施されていないため、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	③ 保育施設徴収金等の取扱いについて、金銭出納簿と通帳の残高確認を月1回行うよう徹底し、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、責任者による職員研修を行いました。

監査対象：常盤幼稚園

意見・指摘事項	措置状況等
① 保育施設徴収金等の取扱いについて、各会計の収納金（現金）は即日金融機関へ預入されているものの、保管場所は金庫でなかった。また、金銭出納簿と通帳の残高確認、会計決算書の監査ならびに責任者（園長）による職員研修が実施されていなかったため、各会計の収納金（現金）は金庫保管の徹底と、各種事務手続きは保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① ①a保育施設徴収金等の取扱いについて、金銭出納簿と通帳の残高確認においては日付の記載と確認の押印をしています。また、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、会計決算書の監査ならびに責任者による職員研修を行いました。 ② 各会計の収納金（現金）をやむを得ず一時的に保管しなければならない場合は、金庫に保管しています。

監査対象：矢橋ふたばこども園

意見・指摘事項	措置状況等
① 遊戯室に「さすまた」が設置されていないので、園で保有されている3本の設置位置を見直し、遊戯室に設置できるよう検討されたい。	① 遊戯室に「さすまた」を設置しました。

監査対象：笠縫東こども園

意見・指摘事項	措置状況等
① 保育施設徴収金等の取扱いについて、金銭出納簿の未作成の会計や、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認、会計決算書の作成と監査、保護者への報告ならびに責任者（園長）による職員研修が実施されていなかったため、保育施設徴収金等に	① 保育施設徴収金等の取扱いについて、金銭出納簿と通帳の残高確認を日付の記入と押印により月1回行うよう徹底し、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、責任者による職員研修を行いました。

関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

監査対象：志津南小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、パソコンの画面により目視で確認されていたが、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、金銭出納簿に確認した日を記入の上押印するよう改善されたい。	① 学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、金銭出納簿に確認した日を記入の上押印するよう改善しました。

監査対象：南笠東小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① 警察への緊急通報装置を使った通報訓練は年1回実施されたい。	① 警察への緊急通報装置（県警ホットライン）による通報訓練を令和元年11月に実施しました。
② 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、金銭出納簿に確認した日を記入の上押印し、毎月実施するよう改善されたい。	② 学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認を毎月末に行い、金銭出納簿に確認した日を記入の上押印するよう改善しました。

監査対象：常盤小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、金銭出納簿に確認した日を記入の上押印するよう改善されたい。	① 学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、金銭出納簿に確認した日を記入の上押印するよう改善しました。

監査対象：高穂中学校

意見・指摘事項	措置状況等
① 理科準備室の薬品管理簿は、薬品ごとに購入や使用した日付とその量について正確な記録を残すよう改善されたい。	① 既に保管している薬品については、薬品管理簿を整理し、購入や使用したものは、その日付、量を記録するよう改善しました。
② 学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、収入支出調書の校長決裁の徹底や、決裁欄のない支出調書は決裁欄を設けるとともに、各会計の決算書の作成と保護者への報告ならびにPTA会費、後援会費については、金銭出納簿を整備するよう改善されたい。	② 学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、収入支出調書に決裁欄を設け校長決裁を徹底し、PTA会費、後援会費の金銭出納簿を整備しました。

監査対象：老上中学校

意見・指摘事項	措置状況等
① ハンドボールゴールの転倒防止対策が講じられていなかったため、土のう等による安全対策を講じられたい。	① ハンドボールゴールの転倒防止のため、土のうによる安全対策を行いました。
② 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、学期ごとに実施されていたが学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、毎月実施するよう改善されたい。	② 学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、部活動費を含め各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認を毎月実施するよう改善しました。

監査対象：危機管理課

意見・指摘事項	措置状況等
① 草津市減災協働コミュニティ事業補助金実績報告書の提出期限を、補助	① 草津市減災協働コミュニティ事業補助金実績報告の依頼文書の

事業のすべてが完了する期日前に設定し通知していたものがあったので、実績報告書の提出依頼にあたり、交付申請時の事業計画書の内容を確認のうえ、適正な提出期限を定め通知されたい。

内容を事業完了後に提出することができるよう実施月に応じた提出期限を設定しました。

〔財政援助団体等監査〕

令和元年10月31日告示分

・公の施設の指定管理者および交付金交付団体  
 監査対象：遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議  
 (まちづくり協働課)

意見・指摘事項	措置状況等
① 指定管理業務における月例・年次の報告事務について、貸館（申込）件数、および使用料、利用者数、コピー代が、月例報告書の合計と年次報告書とが一致していなかったため、受注者からの年次報告書提出時の審査にあたって差異がある場合、まちづくり協議会に確認し是正を求められたい。	① 年次報告書の提出時において、月例報告書の各種件数の合計と年次報告書の件数が合致するよう、チェックリストを活用しながら慎重に審査し、相違点がある場合は、まちづくり協議会に確認したうえで、再提出いただくよう指導しました。

監査対象：人と地域が輝く常盤協議会（まちづくり協働課）

意見・指摘事項	措置状況等
① 指定管理業務における月例・年次の報告事務について、施設利用件数が月例報告書の合計と年次報告書とが一致していなかったため、受注者からの年次報告書提出時の審査にあたって差異がある場合、まちづくり協議会に確認し是正を求められたい。	① 年次報告書の提出時において、月例報告書の各種件数の合計と年次報告書の件数が合致するよう、チェックリストを活用しながら慎重に審査し、相違点がある場合は、まちづくり協議会に確認したうえで、再提出いただくよう指導しました。

監査対象：大路区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

意見・指摘事項	措置状況等
① 指定管理業務における月例・年次の報告事務について、施設利用件数および利用者数、講座受講料が月例報告書の合計と年次報告書とが一致していなかったため、受注者からの年次報告書提出時の審査にあたって差異がある場合、まちづくり協議会に確認し是正を求められたい。	① 年次報告書の提出時において、月例報告書の各種件数の合計と年次報告書の件数が合致するよう、チェックリストを活用しながら慎重に審査し、相違点がある場合は、まちづくり協議会に確認したうえで、再提出いただくよう指導しました。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和2年3月31日

草津市監査委員 平井文雄

草津市監査委員 山元宏和

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
都市計画部	建築課
建設部	道路課 住宅課
教育委員会事務局	生涯学習課 スポーツ保健課 学校教育課 図書館
まちづくり協働部	まちづくり協働課
上下水道部	北山田浄水場

(2) 監査の時期 令和元年12月23日から令和2年3月2日まで

(3) 監査の範囲および方法

所管事務の執行および経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として平成30年度分について重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および、内部統制の体制の整備や運用状況について確認し、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：建築課

重点項目	・建築確認事務費
意見・指摘事項	特になし

●監査対象：道路課

重点項目	・道路橋りょう維持補修事業費 ・交通安全施設整備事業費
意見・指摘事項	特になし

●監査対象：住宅課

重点項目	・住宅管理費
意見・指摘事項	特になし

●監査対象：生涯学習課

重点項目
・社会教育推進費
・文化振興費のうち市民文化芸術活動支援事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：スポーツ保健課

重点項目
・市民スポーツ大会推進費のうちチャレンジスポーツデー開催費補助金
・市民スポーツ団体活動支援費のうち総合型地域スポーツクラブ補助金
・学校体育推進費
・準公金の取扱いについて

意見・指摘事項
① 委託業務に関する実績報告の提出および業務の履行確認について
・小学校体力向上プロジェクト業務、中学校体力向上プロジェクト業務ならびにジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU2018開催業務の完了にあたっては、精算報告だけではなく、仕様書に基づく事業の実施や目的に対する成果が確認できるよう、実績報告書の提出を仕様書に明示するとともに、当該報告書により業務の履行確認を適正に行われたい。
また、研究報告書など成果物の納品を求める場合は、仕様書に具体的に明示されるよう、契約書および仕様書の見直しを検討されたい。
・業務の一部をやむを得ず中止する場合は、たとえ契約書を交わしていない案件であってもその旨報告を求め、契約変更の必要がなく委託料が支払われるのであれば、その理由について書面で残されたい。
・精算報告について、1契約で複数の業務（小学校体力向上プロジェクト業務）を委託する場合は、事業別に経費を分けて報告を求められたい。

●監査対象：学校教育課

重点項目
・学力向上推進費のうち学校教育支援教員配置費
・学事管理運営費のうち中学校文化部活動推進費
・学校改革推進費のうち家庭学習サポーター事業

意見・指摘事項

① 草津市中学校文化部活動補助金について、補助対象経費の総額が補助金額を上回っているものの、補助金交付要綱の規定に定めのない経費や、前年度に執行されていた経費を補助対象経費に算入していたものが認められたので、補助金額を適正に算定するため補助対象経費の範囲を整理し、当該補助金交付要綱の見直しを検討されたい。あわせて、業務マニュアルを整備しチェックリストによる確認の徹底を図られたい。
---

●監査対象：図書館

重点項目
・管理運営費（図書館・南草津図書館）

意見・指摘事項
① 草津市立図書館（本館）の施設使用料等の取扱いについて、収納までの期間（長期にわたる現金の保管）や収納日が不定期であり、金庫保管金管理表の運用にも疑義があるので、現金保管に係るリスクを考慮した収納方法の改善を検討するとともに、マニュアル（手順書）を作成されたい。また、現金保管は複数人で確認することを徹底されたい。

●監査対象：まちづくり協働課

重点項目
・国際交流等推進費
・市民活動推進費

意見・指摘事項
① 市民公益活動保険加入補助金について
・NPO法人が実施している福祉関係業務に対して補助するのは、市民の公益活動の推進という趣旨に合っていないため、補助対象となる公益活動について具体的に示されたい。
・補助金交付要綱第4条に基づき、補助対象経費は保険料のみとされたい。
・補助金交付要綱第3条の補助対象の団体について、該当する団体であるかを明確にするため同要綱の改正を検討されたい。

## ●監査対象：北山田浄水場

重点項目
・上水供給事業のうち浄水場施設管理費 ・浄水場施設整備事業
意見・指摘事項
特になし

(令和2年3月31日揭示済み)

## 農業委員会告示

草津市農業委員会告示 第3号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年3月31日

草津市農業委員会

会長 本 間 道 明

- 1 期 日 令和2年4月10日(金)午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 行政委員会室
- 3 付議案件
  - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)
  - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
  - 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
  - 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
  - 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
  - 6) 農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて

(令和2年3月31日揭示済み)

## 水道事業管理規程

草津市上下水道部事務分掌規程および草津市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和2年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道事業管理規程第1号

草津市上下水道部事務分掌規程および草津市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

(草津市上下水道部事務分掌規程の一部改正)

第1条 草津市上下水道部事務分掌規程(昭和52年草津市水道事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「浄水場」の右に「(以下「課等」という。)」を加え、同条第2項中「課および浄水場」を「課等」に改め、「課長補佐」の右に「、副場長」を加える。

第4条第3項中「課および浄水場」を「課等」に改める。

第5条第2項中「課および浄水場」を「課等」に改め、「課長補佐」の右に「および副場長」を加え、同条第3項中「課および浄水場」を「課等」に改める。

第6条中「課および浄水場」を「課等」に改め、同条の表上下水道施設課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし第14号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

(草津市上下水道部事務決裁規程の一部改正)

第2条 草津市上下水道部事務決裁規程(昭和52年草津市水道事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「置く課および浄水場」の右に「(以下「課等」という。)」を加え、「参事を置かない課および浄水場」を「参事を置かない課等」に改め、「所管の課長補佐」の右に「および副場長(以下「課長補佐等」という。)」を、「参事および課長補佐」の右に「等」を加え、「置かない課および浄水場」にあっては所管の「置かない課等にあっては所管の」に改める。

第9条の見出し中「課長補佐」の右に「等」を加え、同条中の「課長補佐は」を「課長補佐等は」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和2年3月26日揭示済み)

草津市上下水道部職員の併任に関する規程等の一部を改正する規程をここに公表する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市上下水道事業管理規程第2号

草津市上下水道部職員の併任に関する規程等の一部を改正する規程

(草津市上下水道部職員の併任に関する規程の一部改正)

第1条 草津市上下水道部職員の併任に関する規程(平成26年上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「農業集落排水事業」を「農業集落排水処理施設跡地」に、「の機能強化」を「跡地」に改め、同条第8項中「の機能強化」を「跡地」に、「下水道課」を「上下水道施設課」に改め、同条第9項中「下水道課」を「上下水道施設課」に改める。

(草津市水道事業および下水道事業会計規程の一部改正)

第2条 草津市水道事業および下水道事業会計規程(昭和43年水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「および農業集落排水処理施設使用料」を削り、「、下水道受益者分担金、農業集落排水処理施設整備事業分担金」を「および下水道受益者分担金」に改める。

第16条第3項中「当該収納の日の翌日までに」を「速やかに」に改める。

第84条の4中「、雨水事業および農業集落排水事業」を「および雨水事業」に改める。

(草津市上下水道料金等徴収事務委託規程の一部改正)

第3条 草津市上下水道料金等徴収事務委託規程(平

成21年水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、農業集落排水処理施設使用料」を削る。

(草津市指定下水道工事店規程の一部改正)

第4条 草津市指定下水道工事店規程(平成26年上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記  
様式第1号(第3条、第7条関係)  
草津市指定下水道工事店指定申請書  
(新規・更新)  
年 月 日

申請者 法人名称	〒				
代表者 氏名					
代表者 住所					
代表者 電話番号					
代表者 Eメール					
代表者 FAX					
代表者 Eメール					

- 1 草津市指定下水道工事店規程第4号から第6号に適合している旨の誓約書
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の住民票記載事項証明書(写し)および顔写真
- 3 法人の場合、登記事項証明書(写し)および定款の写し
- 4 草津市の平山図および写真ならしめ図に付添見取り図
- 5 申請責任者(代表者)の顔写真(2寸)
- 6 工事の施行に必要な設備および機材を有していることを証明する書類
- 7 前年度の市町村税納税証明書

付 則

(施行期日)

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 第2条の規定による改正後の草津市水道事業および下水道事業会計規程第2条第4項第1号の規定にかかわらず、施行日前に生じた農業集落排水処理施設使用料および農業集落排水処理施設整備事業分担金については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の草津市水道事業および下水道事業会計規程第84条の4の規定にかかわらず、令和元年度の報告セグメントの区分については、なお従前の例による。
- 第3条の規定による改正後の草津市上下水道料金等徴収事務委託規程にかかわらず、施行日前にした

行為に対する料金の収納事務等については、なお従前の例による。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市農業集落排水処理施設条例施行規程等を廃止する規程をここに公表する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市上下水道事業管理規程第7号

草津市農業集落排水処理施設条例施行規程等を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 草津市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第10号）
- (2) 草津市農業集落排水処理施設使用料条例施行規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第11号）
- (3) 草津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第12号）

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日前の排水設備新設負担金および排水処理施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(令和2年4月1日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第5号

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第12条第4号の規定により告示する。

令和2年3月17日

草津市長 橋川 渉

指定下水道工事店

指定番号 104 株式会社丸屋建設

	新	旧	異動年月日
代表者氏名	石川 恭二	嶋田 頼次	令和元年 12月6日

指定番号 112 田中工業株式会社

	新	旧	異動年月日
代表者氏名	松田 剛信	田中 昇造	令和元年 10月11日

(令和2年3月17日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第6号

公共下水道の供用および処理開始について

公共下水道の供用および処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

- 1 供用および処理を開始する年月日  
令和2年3月31日
- 2 下水を排除および処理すべき区域
  - [駒井沢第二処理分区] 片岡町、芦浦町、新堂町の各一部
  - [駒井沢第四処理分区] 川原町、集町の各一部
  - [駒井沢第五処理分区] 北大萱町、志那中町、下物町、片岡町、下寺町、志那町の各一部
  - [草津北第二処理分区] 上笠一丁目の一部
  - [草津北第三処理分区] 下笠町、集町の各一部
  - [草津北第六処理分区] 西大路町、野村三丁目の各一部



- [小栴第二処理分区] 渋川二丁目の一部
- [草津西第一処理分区] 草津町の一部
- [草津西第二処理分区] 南山田町、山田町、木川町、北山田町の各一部
- [草津中央処理分区] 草津一丁目、草津二丁目、草津四丁目の各一部
- [草津南第三処理分区] 追分四丁目、追分七丁目、追分南四丁目、追分南五丁目、野路町、野路四丁目、野路八丁目、野路東四丁目、矢橋町、橋岡町の各一部
- [矢橋処理分区] 矢橋町、橋岡町の一部
- [新浜処理分区] 南笠町、矢橋町、野路町の各一部
- [南大萱第二処理分区] 新浜町の一部
- [南大萱第三処理分区] 新浜町の一部
- [草津東第一処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第二処理分区] 岡本町、山寺町の各一部
- [草津東第三処理分区] 青地町、岡本町の各一部
- [草津東第四処理分区] 青地町、山寺町の各一部
- [下戸山第二処理分区] 山寺町の一部

3 供用を開始する排水設備の合流式または分流式の区分

分流式

4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称

- (1) 位置 草津市矢橋町2108番地
- (2) 名称 琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）浄化センター

5 関係図書の縦覧場所

草津市上下水道部上下水道施設課

(令和2年3月31日揭示済み)

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料 その他地方公営企業の業務に係る公金の徴収および収納事務	【受託者】 株式会社エコシテイサービス 【住所】 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号 サウスコア205号室	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料 その他地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】 株式会社電算システム 【住所】 岐阜市日置江1-58	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に基づき告示する。